



あいふるケアの住宅改修サービス

住宅改修の費用の9割、8割または7割が支給されます。

重要

改修工事着工前に申請が必要ですので**ケアマネジャー**に相談してください。

住宅改修サービスでは、介護を受けている方ひとりにつき、要介護度にかかわらず**20万円**を上限に費用の9割、8割または7割（保険給付額の上限は18万円、16万円または14万円）を給付します。**20万円**までであれば複数回改修を行うことも可能です。

※1 住民登録地以外で行う住宅改修の場合は保険給付対象外です。

※2 原則として、一旦費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割、8割または7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。

介護保険でできる住宅改修（身体状態に合わせて）



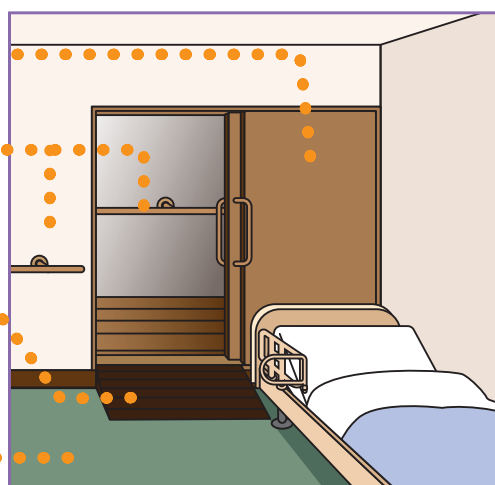
出入口のドアを
引き戸等に取り替え

手すりの取り付け

段差解消のための
スロープなどの設置

和式便器の洋式便器等
への取り替え

滑り防止及び移動円滑化等
のための床材変更など



住宅改修の相談から工事・支払いまでの流れ

介護保険の住宅改修には事前の申請が必要です。また、工事終了後には工事後の申請が必要になります。

●申請手続きの流れ

要支援1・2、要介護1～5の認定

住宅改修についてケアマネジャーに相談

住宅改修の事前申請
市町村介護保険窓口に必要な書類を提出し、
審査・確認を受けます。

事前申請審査・確認、着工許可

工事施工

工事後申請（入院中、施設入所中は申請できません）

住宅改修費（保険給付分）の支給

訪問調査
（ケアマネジャー等による理由書の作成）

工事前の写真を
必ず撮影しておいて
ください。

必要な書類（工事前）

- 住宅改修実施届出書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書（住宅改修の対象となる
工事が区分されたもの）
- 工事前写真（改修前の日付け入りの写真）
- 図面（平面図・見取り図等）
- 住宅の所有者の承諾書
※被保険者と住宅の所有者が異なる場合

必要な書類（工事後）

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収証の写し
- 工事後の写真（改修後の日付け入りの写真）
- 委任状
※被保険者以外に振り込む場合

手すり

歩
補助
つえ
行

歩
行
器

ス
ロー
プ

車
い
す

車
い
す
付
属
品

移
動
用
リ
フ
ト

特
殊
寝
台

特
殊
寝
台
付
属
品

床
ず
れ
防
止
用
具

体
位
変
換
器

排
便
器
感
知

一
般
レ
ン
タ
ル

購
入
補
助

あいふるケア の住宅改修サービス

改修工事：施工例①

玄関土間コンクリート打設段差解消

改修前



改修後



トイレ手すり取り付け

改修前



改修後



床材張替え・フローリング化

改修前



改修後



外手すり・スロープ施工

改修前



改修後



手すり

歩
補助
つえ
行歩
行
器ス
ロ
ー
プ車
い
す車
い
す
付
属
品移
動
用
リ
フ
ト特
殊
寝
台特
殊
寝
台
付
属
品床
ず
れ
防
止
用
具体
位
変
換
器排
気
回
路
感
知
器レ
ン
タ
ル
一
般購
入
補
助